様式第１号（第５条関係）

年　　　月　　　日

（宛先）南アルプス市長

（申請者）

住　　所

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日（　　歳）

（転入日時点における年齢）

電話番号

南アルプス市移住支援金交付事業費補助金交付申請書

南アルプス市移住支援金交付事業費補助金の交付を受けたいので、南アルプス市移住支援金交付事業費補助金交付要綱第５条第１項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

１　補助金区分

　単身世帯

２人以上の世帯(　　　人／そのうち１８歳未満の人数　　　人)

（該当する項目に○を付け、２人以上の世帯の場合は、同時に移住した世帯の人数とそのうち１８歳未満の人数を記入してください。）

２　就業区分　　就業　　　テレワーク　　　起業

（該当する項目に○を付けてください。）

３　申請額　　　　　　　　　　　　円

４　確認事項

（該当する項目に○を付けてください。なお、各項目のうちイに○を付けた場合は、補助金の支給対象となりません。）

① 別紙１「南アルプス市移住支援金交付事業費補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について

ア　誓約する　　　　イ　誓約しない

② 別紙２「南アルプス市移住支援金交付事業費補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について

ア　同意する　　　　イ　同意しない

③ 申請日から５年以上継続して、南アルプス市に移住し、かつ、就業・起業する意思について

ア　意思がある　　　イ　意思がない

④ 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係について（就業の場合のみ記載）

ア　３親等以内の親族に該当しない

イ　３親等以内の親族に該当する

⑤ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係について（２人以上の世帯の場合にあっては、世帯全員に係る関係について記載）

ア　暴力団等の反社会的勢力の者又は反社会的勢力と関係を有する者に該当しない

イ　暴力団等の反社会的勢力の者又は反社会的勢力と関係を有する者に該当する

５　東京２３区への在勤履歴として、住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上及び住民票を移す直前に連続して１年以上となる在勤履歴を記載してください。

（東京２３区の在勤者に該当する場合のみ）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 在勤期間 | 就業先 | 就業地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

６　添付書類

(１)写真付き身分証明書の写し（写真がない場合は、公的機関が発行する公的証明書の写し又はそれに準ずるものとして市長が認めたもの。）

(２)就業先の就業証明書（就業に係る要件に該当する場合）（様式第２号）

(３)就業先の就業証明書（テレワークに関する要件に該当する場合）（様式第２-２号）

(４)移住前の就業証明書等（移住前の要件が第４条第１項第１号ア（ア）及び（イ）の要件に該当する者であって雇用保険の被保険者に該当する場合）

(５)移住前の開業届出済証明書又は個人事業等の納税証明書等（移住前の要件が東京２３区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）の地域から連続して５年以上東京２３区に通勤していた者であって法人経営者又は個人事業主に該当する場合）

(６)住民票（申請日から３箇月以内に発行されたものであって、２人以上の世帯に係る申請を行う場合は、世帯全員の住民票）

(７)申請者に係る移住前の住所地での在住記録が分かる住民票の除票又は戸籍の附票（申請日から３箇月以内に発行されたものであって、２人以上の世帯に係る申請を行う場合は、世帯全員のもの。）

(８)起業支援金の交付決定通知書の写し（起業に係る要件に該当する場合）

(９)本市の納税証明書並びに申請年度及びその前年度における前住所地の納税証明書（申請日から３箇月以内に発行されものであって、２人以上の世帯に係る申請を行う場合は、世帯全員（１８歳以上の者に限る。）のもの。）

(１０)在留カード又は特別永住者証明書の写し（外国人の場合に限る。）

(１１）その他市長が必要と認める書類

（別紙１）

南アルプス市移住支援金交付事業費補助金の交付申請に関する誓約事項

１　南アルプス市移住支援金交付事業費補助金交付要綱第９条の規定に基づく報告及び調査について、山梨県知事又は市長から求められた場合には、それに応じます。

２　次に掲げる場合には、南アルプス市移住支援金交付事業費補助金交付要綱第８条の規定に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。

(１)申請者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合　全額

(２)補助金の申請日から３年未満に本市から転出した場合　全額

(３)補助金の申請日から１年以内に当該補助金の要件に該当する職を辞した場合　全額

(４)起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合　全額

(５)補助金の申請日から３年以上５年以内に本市から転出した場合　半額

(６)第９条の規定に基づく報告及び調査に応じない場合　全額

（別紙２）

南アルプス市移住支援金交付事業費補助金交付事業に係る個人情報の取扱い

山梨県知事及び市長は、南アルプス市移住支援金交付事業費補助金事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のため利用します。

なお、山梨県知事及び市長は、当該個人情報について、他の道府県において実施する移住支援金交付事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に対して提供し、又は確認する場合があります。